

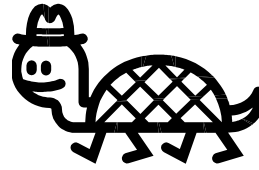
亀が岡自治会 1 月度定例役員会議事録抜粋

平成 27 年 2 月 5 日

開催日時：平成 27 年 1 月 10 日(日) 10:30～

開催場所：亀ヶ岡自治会会館1階

出席者：26 年度役員 10 名、顧問 2 名 合計 12 名



1. 議決事項

① 自治会規約規定について第 32 条未改訂保留分を下記の通り改訂する。

現行規約

・規約第 32 条(自主防災組織)

本会から自主防災組織を独立させ運用管理を行う。運用管理は別途作成した規約「亀が岡防災・防犯会規約」に基づき行う。本会は「亀が岡防災・防犯会」に対して支援する。支援の内容に関しては別途定める。

改訂後

・防災・防犯活動は、本会及び「亀が岡防災防犯会」一体となて行う。

②<活動費等支給規定>見直し下記の通り変更する。

1. 役員に対し次のとおり活動費を支給する。→役員、顧問に対し次のとおり活動費を支給する。
2. 副事務局長、顧問を追加。
3. 防災士資格取得講習費用についての援助は 2 名/年以内とする。
活動費等支給については付則1を適用する。

③ 会費徴収方法について…未居住者からは自治会費を徴収しない。

④防災対策実行委員会より…第 2 回防災対策実行委員会議事録報告。

⑤新春日帰りバス旅行のご案内

2月 16 日成田山新勝寺初詣・ホテル日航成田ランチバイキング賞味 〆切 1 月 31 日

⑥新役員、新班長選任要請書を1月 12 日までに配布します。

- ・新役員1月 31 日までに担当役員まで承諾書提出。→2 月 8 日(日)役員会に出席のこと。
- ・新班長 2 月 28 日までに担当役員まで承諾書提出。

⑦予算書提出要請

- ・各担当役員は次年度予算書作成の上1月 20 日までに副会長に提出のこと。

2. 継続審議事項

① 自治会財政状況について

- ・財政逼迫により次年度より会員に会費の値上げ要請が必要。

以上